

## 議題 1 市民参加条例と市民参加推進会議との関係について

### ( 1 ) 市民参加条例について

#### 条例の必要性

市では、より良いまちづくりを進めて行く上では、市民の意見を聴きながら、また、まちづくりを市民と市の共通課題として捉え、相互理解のもとに、市民と市が連携・協働していくことが必要と考えています。

そのためには、市民一人ひとりが持つ豊かな創造性、知識、経験等を十分にまちづくりに活かしながら、より開かれた行政を展開し、市民主体のまちづくりを行うため、市民参加の基本的な考え方と市政運営に市民の意見を反映するための手続きとして、平成 16 年 6 月 29 日に白井市市民参加条例を制定しました。

#### 条例の概要

条例は、市民参加の基本的事項を定めるとともに市政運営に市民の意見を反映するための手続きを定めています。

#### 条例の構成

条例は制定理念である前文と第 1 章から第 4 章までの全 28 条で構成されています。

条例は、前文と第 1 章の総則において、理念・基本的事項について定めており、第 2 章以降において、具体的に市民参加の対象や方法について定めています。

- ・ 第 1 章（第 1 条から第 5 条まで）は総則
- ・ 第 2 章（第 6 条から第 24 条まで）は市民参加の方法
- ・ 第 3 章（第 25 条）は推進体制としての市民参加推進会議
- ・ 第 4 章（第 26 条から第 28 条まで）は、広聴活動、市民活動への支援について規定

## 市民参加条例の詳細

前文：条例の理念を規定

### 第1章（総則）

条例の目的（第1条）

用語の説明（第2条）

市民	市内に在住、在勤及び在学する者、市内に事業所を有する法人、その他の団体などです。
市民参加	市の施策の立案から実施及び評価に至るまで、広く市民の意見を反映させるとともに、市民と市との連携・協働によるまちづくりを推進することを目的として、市民が市政に参加することです。
連携・協働	市民と市がそれぞれの役割と責任を自覚し、信頼関係を築くとともに、相互に補完し、協力することです。
市民活動	市民の自発性に基づいた、営利を目的としない、自立的かつ継続的に広く社会一般の利益を提供する活動です。
実施機関	市長、教育委員会及び水道事業です。

## 市と市民の関係

### 市の責務（第4条）

行政活動に関する情報の積極的な提供に努める。  
市民参加の機会の積極的な提供に努める。  
市民の意向を把握し、施策へ反映させるよう努める。  
市職員が市民参加のまちづくりについて考え、行動ができるよう研修会などの必要な方策に努める。  
市民参加の持続的な発展に向け、創意工夫に努める。

### 連携・協働

基本原則（第3条）  
情報の共有・  
参加機会を補償

### 市民の責務（第5条）

市民参加によるまちづくりの推進のため、自らの責任と役割を自覚し、積極的な参加に努める。  
自治体の利益を考えての参加に努める。  
市民相互の自由な発言を尊重し、自主的かつ民主的な参加に努める。

## 第2章（市民参加の方法）

### 第1節 通則

#### 市民参加の対象（第6条）

具体的に市民参加が必要な事業について列挙を行うことで、担当課が事業を実施する際に、あらかじめ市民参加の必要性について判断することができます。

本条文では、市民参加の対象事項について一定のルールを定めていますが、対象でない事業であっても市民参加の手法を用いる事例は数多くあります。

#### 市民参加の対象（第6条第1項）

市の基本構想、基本計画及び市民に関わりの深い、個別行政分野における計画の策定又は変更をするとき。 例：地域防災計画、環境基本計画、障害者計画など

市の基本理念を定める条例の制定又は改廃をするとき。 例：環境基本条例など

市民に義務を課し、又は権利を制限する条例の制定又は改廃をするとき。

例：まちをきれいにする条例、なし赤星病防止条例など

市民の生活に直接かつ重大な影響を与える条例の制定又は改廃をするとき。

例：まちづくり条例など

市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る基本計画などの策定又は変更をするとき。 例：複合施設、公園など

#### 市民参加を行わないことができる場合（第6条第2項）

緊急その他やむを得ない理由があるとき

金銭徴収に関する条例の制定・改廃

政策的な判断を要しない条項について条例の改正

#### 市民参加の方法（第7条）

第6条第1項で規定する市民参加を要する事業の実施については、第10条から第24条で規定する市民参加の方法（審議会、パブリック・コメント、アンケート、意見交換会、ワークショップ、住民投票、その他の方法）のうち、必要性和効率性において適切な方法を選択したうえで、市民参加を行っています。

#### 意見の取扱い（第8条）

市民参加によって得た意見については、市は総合的かつ多面的に検討のうえ、案に反映させるよう努めます。その検討結果について公表することで、市民への説明責任を果たしています。

#### 意見の公表方法（第9条）

市民参加によって得た意見の公表方法について、具体的に情報公開コーナー、広報しろい、市ホームページ、その他の方法により公表するよう規定しています。

第2節～第8節 市民参加の方法（第10条～第24条）

第6条第1項の市民参加の対象事業について、事業を行おうとするときは、第2節～第8節（第10条～第24条）に規定する市民参加の方法から必要性和効率性から判断し、適切な市民参加の方法の採用と具体的な手順の実施を求めています。（第7条）

方 法	内 容
<b>審議会等の設置</b> <b>第2節 審議会等</b> 審議会等の設置（第10条） 審議会等の委員（第11条） 会議の公開等（第12条） 会議録の作成及び公表（第13条）	専門的な検討が必要な場合に設置します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市民公募枠を設けるよう努めます。</li> <li>・ 会議は、原則公開します。</li> <li>・ 傍聴者に対し、原則会議資料を配布します。</li> <li>・ 応募者の選考基準を設け、公表します。</li> <li>・ 会議の開催日時・開催場所などを事前に公表します。</li> <li>・ 会議録及び会議資料を公表します</li> </ul>
<b>パブリック・コメントの募集</b> <b>第3節 パブリック・コメント</b> パブリック・コメントの募集（第14条） 公表事項（第15条） パブリック・コメントの提出方法等（第16条）	策定しようとする政策などに対して市民の意見を反映させることが必要な場合などに行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 策定しようとする政策などの趣旨、内容、提出方法・期間などを事前に公表します。</li> <li>・ 2週間以上の提出期間を設けます。</li> <li>・ 提出された意見に対する検討結果及びその理由を公表します。</li> </ul>
<b>アンケート調査の実施等</b> <b>第4節 アンケート調査</b> アンケート調査の実施等（第17条）	計画策定などにおいて広く市民の意識、意向を把握する必要がある場合に行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ アンケート調査の目的を事前に公表します。</li> <li>・ アンケート調査の結果を公表します。</li> </ul>
<b>意見交換会の開催</b> <b>第5節 意見交換会</b> 意見交換会の開催（第18条） 開催日等の事前公表（第19条） 開催記録の作成及び公表（第20条）	行政活動の趣旨、目的、内容などの説明を通じて、それに対する市民の意見を収集する必要がある場合などに行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催日時、開催場所などを事前に公表します。</li> <li>・ 会議録及び会議資料を公表します</li> </ul>
<b>ワークショップの開催</b> <b>第6節 ワークショップ</b> ワークショップの開催（第21条） 開催日等の事前公表並びに開催記録の作成及び公表（第22条）	複数の市民が創造性を発揮し、具体的な作業を通じて一定の合意形成を図る必要がある場合などに行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開催日時、開催場所などを事前に公表します。</li> <li>・ 会議録及び会議資料を公表します</li> </ul>
<b>住民投票の実施</b> <b>第7節 住民投票</b> 住民投票の実施（第23条）	市に関わる特に重要な事項に関して、住民の意思を直接問う必要がある場合に行います。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実施にあたっては、住民投票に付すべき事項、投票の期日、投票資格者、投票の方法、投票結果の公表などを別に条例で定めます。</li> </ul>
<b>その他の方法</b> <b>第8節 その他の方法</b> その他の市民参加の方法の設定(第24条)	上記以外により効果的と認められる市民参加の方法がある場合は、それを行います。

### 第3章（推進体制）

#### 市民参加推進会議（第25条）

市の市民参加に関する基本的事項を調査・審議するため「市民参加推進会議」を置く。

### 第4章（雑則）

#### 公聴活動（第26条）

懇談会・市長への手紙などの公聴のための措置

#### 市民活動への支援（第27条）

#### 規則への委任（第28条）

### （2）市民参加推進会議について

#### 市民参加推進会議の位置づけ

本市の市民参加に関する基本的な事項など、時代に即してより良い制度として高めていく必要があるという観点から、地方自治法第138条の4第3項の規定による附属機関として、白井市市民参加推進会議を設置しています。



#### 委員構成等

委員構成については、会議においていろいろな角度（視点）から調査審議する必要があると考え、委員を構成しています。

識見を有する者：2名

市民参加について専門的な知識を有する者、また経験等からなるノウハウなどを有している者。

他の委員への情報提供や助言などより良い方向性を見出すことを期待

市内において市民活動を行う団体に属する者：3名

経験に基づく知識から判断をしていただくことを期待

市民：5名

一般市民の視点からの意見を期待

#### 委員の任期

1期3年 1回に限り再任が可能。

同じ人が委員として固定化されるより、多くの市民に参加していただきたいこと。

継続的な調査審議が必要な場合もあるということから。

## 職務

市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議します。

条例の趣旨に基づき第7条で規定する適切な市民参加が行われていたか、また市民参加の方法は条例で規定する適切な手順により実施していたか、市民参加の結果は適切に公表、取り扱われたかについて評価します。

市民参加の実施状況に対する総合的評価

第6条に規定する行政活動が全ての評価の対象

第6条第1項の計画、条例、施設については、それぞれの事案について、適切な参加の方法を選択したか、また、市民意見の取扱いや公表方法が適切に行われたかなどを評価

第6条第2項については、市民参加を行わなかったことが妥当であったかを評価

市民参加の方法の研究及び改善

評価を踏まえ、市民参加の方法の改善や先進地の事例等を参考に新たな市民参加の方法の研究を市長が諮問した場合

この条例の見直しに関する事項

諮問した事項等を市民参加推進会議が調査審議した上で、この条例の見直しが必要である場合

前3号に掲げるもののほか、市民参加の推進に関する事項

市が市民参加手続を行った上での問題や課題（パブリック・コメントを募集しても意見が少ない、公募しても応募者が少ない、職員の意識向上のための方策）などを諮問した場合

その他市民参加の推進に係る事項について、市長に意見を述べる事が出来ます。

市長の諮問事項以外に、調査審議する中で気付いた点などの市民参加の推進に係る事項について市長に意見を述べる事ができる。

## 平成22年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（諮問内容）

総合的評価に関する事（市民参加条例第25条第2項第1号）

白井市第4次総合計画後期基本計画策定事業（企画政策課）

男女共同参画推進行動計画策定事業（企画政策課）

第5期白井市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業（高齢者福祉課）

環境基本計画策定事業（環境課）

市民参加条例の検証・見直しに関する事（市民参加条例第25条第2項第3号）

平成16年6月の市民参加条例施行以来7年が過ぎている。

市民参加条例について内容を検証し見直しが必要かどうか審議願いたい。

## 議題2 今後のスケジュール

答申のまとめまでのタイムスケジュールについて

第1回目：7月 1日(金)	・市民参加条例と市民参加推進会議について ・市民参加推進会議の進め方について
第2回目：7月 日( )	・総合的評価について
第3回目：8月 日( )	・総合的評価について
第4回目：9月 日( )	・総合的評価のまとめ ・市民参加の条例の検証・見直しについて
第5回目：10月 日( )	・市民参加の条例の検証・見直しについて ・平成23年度 答申書まとめ
10月～11月頃 12月頃	・市長に答申書提出 ・広報しろい等で公表

推進会議は、平成23年度は5回を予定しています。

10月～11月に市長に答申書を提出

12月号広報しろい等で公表予定（広報しろい/市HP/図書館/情報公開コーナー）

## 議題3 その他

会議の連絡方法について

Eメール（FAX）/郵送により通知

別紙 白井市市民参加推進会議委員報酬振込書について

委員報酬の振込について